

【裁定委員会】2024年12月20日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
U15 クラブ代表者兼都道府県協会役員
- 2 懲罰の内容
対象者に対し、譴責の処分を科す
- 3 懲罰の起算日
2024年12月20日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「本協会の規程に反してはならない」及び「スポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
対象者の監督下にある指導者が暴力・暴言を行っていることを認識していたにもかかわらずこれらの行為を十分に抑止できなかった

事案 2-1

1 懲罰対象者

U15 クラブコーチ

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2024年12月20日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024年12月20日（懲罰決定の日）から6か月間停止）する。

3 懲罰の起算日

2024年12月20日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

合同控室にいた他チーム選手複数名に対するセクシャル・ハラスメント行為（不適切な言動）

事案 2-2

- 1 懲罰対象者
U15 クラブマネージャー
- 2 懲罰の内容
譴責（始末書をとり、注意し戒める）
- 3 懲罰の起算日
2024 年 12 月 20 日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
合同控室にいた他チーム選手複数名に対するセクシャル・ハラスメント行為（不適切な行動）

事案 3

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部元指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2024年12月20日（懲罰決定の日）から3年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024年12月20日（懲罰決定の日）から3年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2024年12月20日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「本協会の規程に反してはならない」及び「スポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
電磁的方法を利用して本協会登録者になりすまし、虚偽行為を行った。